

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成28年2月15日  
(平成28年1月受付分)



平成28年1月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計2件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆サプリメントを注文したら定期購入に！SNSの広告に注意！

### 事例：

スマートフォンでSNSのサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1カ月分2千円の「体験版」をクレジット決済で購入した。

後日クレジット明細を見ると、約3万円の請求になっていた。定期購入になっているようだ。

業者の連絡先を探して電話をしたがつかない。

(大学生 女性)



### ✓ アドバイス

- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する際には、年齢や職業、興味のある分野など個人情報に登録しますが、その情報等に基づき特定の人に向けた「ターゲティング広告」が表示されることが増えています。
- ターゲティング広告は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。
- 広告の表示だけでなく、広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約で、購入の条件等をよく確認しましょう。画面の保存や印刷はトラブル解決に役立つことがあります。
- 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第80号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

| 年齢 | 相談内容  |
|----|---|
| 18 | 高校生の孫が、電話でテレビ視聴率のアンケートについて依頼があり了承してしまった。図書券をもらえると思いきり了承したと言うが断りたい。  |
| 18 | 高校生の娘が、スマホを見ていて顔用パックを申込み1回分は支払った。送付回数7回のセット販売で今後6回も届き金額も高くなる。解約したい。 |

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）